（事業の区域に変更を生じた場合の取扱い）

第九条　当該年度の四月二日以後において、甲都道府県の事業の区域の全部又は一部が乙都道府県の事業の区域となつた場合における乙都道府県に対して交付する当該年度の調整交付金の額については、当該区域と乙都道府県のその他の区域とを区分し、その区域ごとに乙都道府県を別個の都道府県とみなして算定するものとする。

2　当該年度の四月二日以後において、甲市町村の事業の区域の全部又は一部が乙市町村の事業の区域となつた場合における乙市町村が属する都道府県に対して交付する当該年度の調整交付金の額については、当該区域と乙市町村のその他の区域とを区分し、その区域ごとに乙市町村を別個の市町村とみなして算定するものとする。

（端数計算）

第十条　（略）

（法第七十二条第三項に規定する交付金の交付）

第十一条　法第七十二条第三項に規定する交付金は、算定政令第四条第七項に規定する都道府県に対し、同項に規定する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額を交付する。

附　則

（退職被保険者等所属都道府県の調整交付金の特例）

第二条　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県（次条において「退職被保険者等所属都道府県」という。）について、第四条から第七条までの規定及び附則第七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第四条第二項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第四条第三項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第四条第四項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第四条第五項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第四条第六項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第四条第七項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第五条第一項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第五条第二項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第五条第三項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第五条第四項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第五条第五項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第五条第六項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第五条第七項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第六条第一項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第六条第二項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第六条第三項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第六条第四項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第六条第五項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第六条第六項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第六条第七項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第七条第一項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第七条第二項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第七条第三項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第七条第四項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第七条第五項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第七条第六項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第七条第七項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十

の二十以上である場合にあつては、同表に定める率から二を控除した率）を乗じて得た額を控除して得た額とする。ただし、保険料収納割合が、当該各号に掲げる割合に満たないことが、災害その他特別の事情によるものであるときは、この限りでない。

一　被保険者の数が一万人未満である市町村　百分の九十二

二　被保険者の数が一万人以上五万人未満である市町村　百分の九十一

三　被保険者の数が五万人以上十万人未満である市町村　百分の九十

四　被保険者の数が十万人以上である市町村　百分の八十九

2　前項の保険料収納割合は、当該年度の一月三十一日現在における当該年度分の保険料についての調査決定済額で、当該年度の四月一日から一月三十一日までの保険料の納期に納付すべきものとして賦課されている額のうち、当該年度の一月三十一日現在において収納された額の占める割合とする。ただし、この割合が前年度分の保険料についての調査決定済額のうち前年度において収納された額の占める割合（以下「前年度収納割合」という。）に満たない場合は、前年度収納割合とする。

3　当該市町村の属する都道府県において、当該都道府県が定める広域化等支援方針において法第六十八条の二第二項第四号に掲げる事項として保険料の納付状況の改善に関して必要な措置を定めていると厚生労働大臣が認める場合には、当該市町村については、前二項の規定は、適用しない。

4　市町村が法第七十一条の規定により国庫負担金の額を減額されたときは、当該市町村に対して交付すべき調整交付金は交付しない。

（事業の区域に変更を生じた場合の取扱い）

第八条　当該年度の四月二日以後において、甲保険者の事業の区域の全部又は一部が乙保険者の事業の区域となつた場合における乙保険者に対して交付する当該年度の調整交付金の額については、当該区域と乙保険者のその他の区域とを区分し、その区域ごとに乙保険者を別個の保険者とみなして算定するものとする。

（新設）

（端数計算）

第九条　（略）

（新設）

附　則

（退職被保険者等所属市町村の調整交付金の特例）

第二条　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村（次条において「退職被保険者等所属市町村」という。）について、第四条から第七条までの規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第四条第二項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第四条第三項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第四条第四項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第四条第五項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第四条第六項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第四条第七項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第五条第一項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第五条第二項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第五条第三項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第五条第四項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第五条第五項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第五条第六項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第五条第七項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第六条第一項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第六条第二項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第六条第三項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第六条第四項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第六条第五項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第六条第六項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第六条第七項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第七条第一項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第七条第二項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第七条第三項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第七条第四項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第七条第五項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第七条第六項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十
第七条第七項	百分の九十	百分の八十
	百分の八十	百分の七十